

IMO第22回総会の結果について

海事局安全基準課

標記会合は、平成13年11月19日から30日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催された。今次会合では、IMO 理事国の選挙、米国テロ事件関連の審議、総会決議の採択、外交会議の結果紹介等があった。

主な審議結果は以下のとおり。

1. 理事国選挙

・概要及び結果

我が国はカテゴリーA(海運国)の理事国として立候補し、再選を果たした。なお、理事国数を32ヶ国から40ヶ国に拡大する内容の「IMO条約1993年改正」が今次会合直前に発効要件を満足したため、追加の8ヶ国についても選挙が行われた。これら追加選出国については、2002年11月から理事国となる。

次期総会(2003年)までの理事国

カテゴリーA(海運国)

日本、米国、英国、ギリシャ、イタリア、ノルウェー、中国、ロシア

カテゴリーB(荷主国)

カナダ、フランス、ドイツ、オランダ、インド、スウェーデン、アルゼンチン、ブラジル

カテゴリーC(その他)

マルタ、バハマ、韓国、サイプラス、シンガポール、フィリピン、南アフリカ、オーストラリア、スペイン、インドネシア、メキシコ、パナマ、トルコ、ポーランド、ナイジェリア、エジプト

1993年改正発効日(2002年11月)から次期総会(2003年)までの追加理事国

カテゴリーA パナマ、韓国

カテゴリーB スペイン、バングラデシュ

カテゴリーC チリ、デンマーク、ベネズエラ、ケニア、ガーナ、レバノン、ホンジュラス

2. 米国テロ事件関連

・概要及び結果

昨年の米国テロ事件を受け、IMO 事務局長より、総会決議案「旅客及び乗員並びに船舶の安全に驚異を及ぼすテロ活動の防止のための措置及び手順の見直し」が提出された。

米国から、IMOにおいても海上安全及び海洋環境保護と同様に海上保安についても強化すべきとの発言があった。

今後、海上安全委員会の中間作業部会を開催し、(1)船舶自動識別装置の搭載に次期の見直し、(2)船舶、港湾及び沖合施設に関する保安計画の必要性の検討、(3)船員の身元及び経歴確認の必要性に関する見直し、(4)コンテナの出発港から到着港までの管理体制の確保等が、審議されることとなった。

我が国はじめ、多数の国が、本総会決議案を支持し、本決議案は採択された。

3. 総会決議の採択

(1)「自動船舶識別装置(AIS)の運用に関するガイドライン」

・概要及び結果

AISは、船舶の船名、位置、速力及び針路等の情報を、他船及び陸岸局へ自動的に送信するとともに、他船又は、陸岸局から受信した情報を輻輳海域での海上交通管制又は他の船舶との衝突回避に役立てるためのシステムである。

すでに、MSC73(2000年)でSOLAS条約第7章の全面改正案が採択され、総トン数300トン以上の国際航海船舶、500トン以上の非国際航海船舶及び大きさによらずすべての旅客船は、AISを義務づけ

ることとなっている。

本ガイドラインは船員、陸岸局の職員が AIS の使用方法に精通することを目的に MSC74(2001 年)において承認された。本ガイドライン案は、我が国意見が大いに反映されているところ、支持を表明し、決議案は採択された。

(2)「旗国による IMO 規則の実施をより強化するための手段」

・概要及び結果

本決議案は、第 21 回総会(1999 年)で決議された「2000 年代の IMO の目標」(A.900(21))を参考に、安全と環境に関する文化を醸成し、旗国による IMO 規則の実施を一層強化するための手段を IMO 理事会のコーディネートのもと、MSC 及び MEPC で検討することを要請している。

本決議案は、海上安全及び海洋環境保護の向上に多いに期待されること、我が国はじめ多くの国が支持を表明し、本決議案は採択された。

4. 汽笛及び号鐘の搭載要件に関する COLREGs 規則の改正

・概要及び結果

COLREGs 規則に適合した汽笛、号鐘が小型船舶にとって大きくかつ重たいことから、小型軽量設備を望む声が、多くの利用者から寄せられている。これらの問題を解決するために、1998 年に開催された第 69 回海上安全委員会において、小型船舶の汽笛、号鐘に関し COLREGs 規則を改正するための検討作業を開始することを我が国が提案し、NAV44(1998 年)から検討が開始された。

NAV46(2000 年)で我が国は、汽笛については十分な可聴距離を保ちつつ、小型軽量の汽笛の採用を可能とする COLREGs 規則の改正案が受け入れられるよう対応を行い、審議の結果、我が国の提案通り受け入れられた。

号鐘に関しては、12m 以上 20m 未満の小型船についても、12m 未満の小型船と同様に号鐘の備え付けを免除する我が国提案も、我が国提案通り受け入れられた。

改正案は我が国意見が大いに反映されており、我が国は積極的に支持することを表明し、本改正案は採択された。

5. 「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際会議」の結果報告

・概要及び結果

我が国は、TBT 船舶用塗料が海洋生物に与える悪影響等を早期から認識し、MEPC38(1996 年)において、我が国、オランダ及び北欧諸国から TBT 船舶用塗料の使用についての世界的な規制が必要と提案し、審議が開始された。

第 21 回総会(1999 年)において、「TBT 船舶用塗料を 2003 年 1 月 1 日以降船舶に新たに塗布することを禁止し、2008 年 1 月 1 日以降船舶に塗布されることを禁止(船体への存在を禁止)」する旨の総会決議(A.895(21))が採択された。外交会議の結果が紹介され、我が国は、同条約の早期発効を期待する旨の発言を行った。